平成２４年（フ）第１６８号
富山県高岡市出来田14番地　株式会社和田鉄工建設内、住民票上の住所富山県高岡市伏木国分２丁目９番５号
債務者　圍　　正輝
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４６６号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目243番地11
債務者　疋田　秀和
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５１号
岐阜県瑞穂市稲里113番地１　レオパレスアイニテイ207号
債務者　杉野　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５６号
三重県四日市市大字西阿倉川1197番地１　メイプルハウス２―105
債務者　伊藤　勇人（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
三重県四日市市大字茂福231番地　市営住宅１棟４号
債務者　鎌田　憲義
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
三重県桑名市大字芳ケ崎1380番地１
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
滋賀県守山市伊勢町433番地　ロイヤル伊勢216号、前住所滋賀県湖南市下田4173番地３
債務者　福原かおる（旧姓須藤・森山）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５２号
滋賀県栗東市下戸山1605番地　221号
債務者　阿部　久夫
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３９号
鳥取県米子市上福原５丁目６番33号
債務者　平田　俊之
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１０６号
鳥取県米子市長砂町720番地13
債務者　第一外商センターこと　梅田　俊春
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１０７号
鳥取県米子市長砂町720番地13
債務者　梅田　靖子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９７号
鳥取県西伯郡南部町東上934番地１
債務者　小早川聡美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１４０号
岡山県美作市大井が丘700番地1566
債務者　山本　重樹
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１１９６号
広島市中区鶴見町11番８―204号、申立時の住所広島市中区鶴見町11番８―206号
債務者　瀧下　美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９４号
広島市南区西本浦町13番10―101号
債務者　櫟村　松志
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
広島県三原市中之町６丁目20番28号
債務者　田坂商店こと　田坂　孝司
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
山口県下関市豊田町大字矢田435番地１　コーポ中原５号、前住所山口県下関市菊川町大字下岡枝880番地３
債務者　篠田　聖昭
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係